

どの子どもにも起こり得るという認識を持ち、定期的な児童生徒や保護者へのアンケート調査の実施や日常観察、SOS窓口の設置、仲間意識の育成、そして定期的な教育相談等を実施しているところであり、いじめの早期発見に努めていると共に、校内に児童生徒の悩みや要望などを積極的に受け止めることができるような教育相談の体制も整備されているものと判断しております。

また、教育委員会といたしましても、悪い情報ほど早く共有しようと、学校当局には、教育委員会は学校の上位機関やお目付け役ではなく親元である。問題が起きたときには、それが学校の恥だとか知られたくないとかというそういう感覚は絶対に持たないで欲しいと。そして、悩みがあったら早く相談して欲しいと、機会を捉えて指導しているところでもあります。

また、私たちは町独自の施策も講じております。具体的には、秋田大学医学部臨床心理専門の先生による、学校、児童生徒、保護者への個別指導、小・中連携による宿泊研修事業、更には教師個人や学校保護者からの相談には、いつでも応じていく体制をとっており、我が町に不登校の児童が少ないのも、学校側はもちろん、秋田大学の先生や保健師、必要に応じては民生児童委員の皆様がきめ細かな対応をしている結果であると認識しているところでもあります。

あと、9月からは、教育委員全員が定期の学校訪問とは別に、毎月ローテーションを組んで学校訪問を実施し、学校側の相談や様々な実態の把握に努めることにしております。

今後とも、いじめ発生の未然防止と早期発見に努めると共に、不登校を抱える学校側との面談など、きめ細かな支援を引き続き実施しながら、地域社会全体で子どもを守り育てていくために、私たち行政はもとより、学校と家庭、地域が連携協働でできる体制をつくり、更に推進していく考えでありますので、ご協力を宜しくお願いいたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 4番議員、1問目の分収造林の植栽についての再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） 町長の方からは、取り組むという前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

それで、生薬による樹木が4品目と述べられてましたが、種類はもう予定しているのでしょうか。例えば何と何と何とかという感じで。

それと、そういうふうにして決めたのは、その発薬協会の勧めがあつてとかということなのですか。

それからですね、それは何年ぐらい経つと、どの部分が生薬として使えるようになるものなのでしょうか。

それからもう1点はですね、一般の林家には、この推進をして、呼びかけをしていくのかいかないのかということをお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

4品目と言ったのは、町で生薬の今、来年度から始まる試験栽培が4品目で、樹木の場合は、今、東京生薬協会の業者の人からいろいろ現地を見てもらった結果ですね、ここにも自生をしている、そして更に生薬になり得るものということで、大体この地域にそういうものは自生しているということは適してるんじゃないかということで、3つばかり挙げられております。その1つが、キハダって、よく皆さんもご存じのとおり、キハダですね。それからもう一つは、ホオノキ。それから、3つ目はクヌギ。今のところこの3種類を予定していますけども、いずれも何というか、皮がですね生薬の材料になると。従って、皮は生薬、それから他のものは材に使えると、そういう樹種をですね選びながらいきたいなと思っております。何かそのいろんな家具とか建具とかですね、そういうものに活用できるというふうに聞いています。樹皮もいろいろ、キハダであれば胃を強くしたり、整腸作用があるとか、それぞれ効用があるようでございますけども、そういう両方に使える樹種を選んでいきたいと思っています。

それで何年ぐらいで使えるかと、私ちょっとそこまで今勉強してないので申し訳ございません。後でですね勉強してお知らせしたいと思っております。

それから、まず町の方でですね、これをやりながら、経過を見て、そして、ただ植えて、それからまた活用できる量とか市場とかですね、そういうものもリサーチしながら、業者の方とも連携をしながら、このぐらいであればもう量的にはかなり必要になるとなれば、一般の林家の方にも勧めながらですね、そういうものを展開していきたいと思っていますので、とりあえずまず町有林を伐採した跡地にこれを植えていきたいなというふうに思っていますので、宜しくお願ひしたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） その一般の林家の人にも勧めるというのは、遠い将来のこと

になるのですか。それとも…。なぜかといいますと、今このような状況でありますし、山へ足が向かないというのは、価格の低迷はもちろんだけれども、林家の人たちも高齢化になっているということも要因なんですね。でも、杉の80年、100年伐期を目指すということから受ければ、その半分ぐらいの林齢で、まず収入に繋がるような栽培ができるとなれば、じゃあ老後の楽しみで、余生の楽しみで健康のためにも、まず頑張ってみようかとかという気持ちもなると思うんですね。ということで、そんなに遠くない将来に是非声をかけてもらえるような、声をかけられるような取り組みをしていただきたいと思います。

本当にもう、そうして行ってこそ初めて、林家の育成にもなるでしょうし、或いは林業の振興にも繋がっていくと思われます。この八峰町では、もう全体の8割以上が山林地なので、もっともっとやっぱり林業の方にも目を向けて、林業振興を図っていくべきだと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、メモ回ってきて、大体15年から20年ぐらいで使えるということなので、割と回転は早いんじゃないかなということでございます。そういう意味からいきますと、杉は今言ってるように、昨日の条例も45年から60年にしましたけれども、長伐期、今進めているような状況ですけども、ただ、こういうふうには回転が早くなる樹種であればですね、それぞれ葉にも使える、用材にも使える、両面の効果があるわけですので、できるだけ早く一般の方々にもですね普及できるように、我々も努力してまいりたいなと思っています。ただ、先行して、まず町の方で植え付けする場所が出てきますので、それをやってみようかと思っておりますけども、ただ、作った、作りながら同時に売る方も一緒に考えていかないといけないので、そこら辺いろいろアドバイス受けながら、できるだけ今のこういう林業の現状ですので、そういったものも入れながら効果的なことができるようにですね頑張ってみようかと思っております。

○議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） もう1点だけ。そうして今、割と関心があるんですね。そしてまた、じゃあやってみようかとかという意欲のあるうちに、息切れしないうちにその先進事例とかを視察して勉強したりするという、そういう予備的な下ごしらえも大事なんでないかとも思いますので、お願いいたします。

- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 実際ですね来年度から始まっていきますので、町自体としてもそういう効果的にやっているところがあればですね、探しながら見ていきたいし、一般に広げるとすれば、当然見ていただいて、ああこれなら我々もやっていけるというそういうものを持ちながら進めていってほしいので、そういう場合は今おっしゃったようなことについても我々考慮していきたいと思います。
- 議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。
- 4番（丸山あつ子さん） ありません。
- 議長（須藤正人君） 2問目のいじめ、不登校についての再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。
- 4番（丸山あつ子さん） 先ほどの教育長の答弁で、いじめはゼロで、不登校が1名というんですか1件というんですか、あるけれども、それはいじめによるものでないということでありました。この町の実情と教育に関しての町独自の細かな対応、対策、いじめに対してのそれらについては、それなりに理解できました。県でもこの対策に、いじめの起こらない環境づくりということを推して、この間、新聞で読みましたので、学校の名前を出したくないとかというその体面ばかり気にしているような教育組織であってはならないと思います。大人の社会であれ、或いは子どもの社会であれ、いじめは決してあってはならないものだと思えます。
- それからですね、もう一つ、教育長にお伺いしたいんですが、今、様々に報道されたこの大津のいじめの自殺については、どう考えて、どう思われますかということが一つと、いじめ自殺で再びクローズアップされているこの問題ですが、なぜ、どうしていじめはなくなる、どう考えるのでしょうか。個人的な考えで結構です。簡単にどうか。
- 議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。
- 教育長（千葉良一君） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

1つ目も2つ目も大変厳しいご質問でありますけども、まず1つ目の大津のいじめについてはどう考えるかということでもあります。

実は、私、縁がありまして、全国の市町村教育委員会の東北の代表を務めさせていただきました。その時に、滋賀県の町村の教育長さんと懇意になりまして、今もメール等でやり取りをしている状況であります。滋賀県は13市と6町、合併が進み、6町だけの行政団体でありますけども、その町の教育長さんは、以前にもその例のいじめのあった学

校にも奉職された方ということでありまして、かなり厳しく、そしてかなり内容も細かに私に話をしてくれております。ほぼマスコミの報道とは間違いないような状況であります。

ただ、加害者も加害者の親も、あれは単なる仲のよい友達の遊びだと、そう、それしか問い合わせに対しては言わないそうであります。お金を要求して、持ってこなければ学校の裏側へ連れて行って、そのおびえる同級生を殴る蹴るの暴行を働く、その子どもは嘘ついて親類・縁者からお金を借りたり集めたりして、その合計が40万円とも50万円とも報道もされているとおりと話しております。

それは単なる遊びなのでしょう。私は、それはやはり犯罪だと思います。ブルブル震えるこの同級生をとことん暴力を振るうのが、遊びではないはずであります。いじめと自殺の関係はなかなか解明できないと、こういう問題が起きるたびにうやむやにされてきました。しかし、やむなく警察が介入したり、文部科学省も本腰を入れて、この調査や、またこれから施策を講じると話して、既に始めております。今までにない大きな動きではないかなと、私は現場にいてそう感じております。このチャンスをも是非強化して、日本の津々浦々末端までの学校が行き届いて、いじめのない、犯罪等を摘発させていければいいなど、率直にそう感じております。それが1点目であります。

また、様々な方々からマスコミも含めて、なぜいじめはなくなるかと思うかと、個人的にこう調査とか問い合わせもあります。学校は狭いといいながらも、一つの社会であります。個人的な、多様な個人が集まると、人間関係で摩擦が起きるのは大人も子どもも当然であります。学校は適切な人間関係を築くことを学ぶ場所でもあり、子ども同士の衝突は、ある意味では避けられないと思います。しかし、よりよい関係を築くことを学ぶことが、学校教育の基本であります。しかし、心身に傷を負わせてよいわけではなくて、その対策のポイントは、やはり先ほども答弁申し上げました、やはり早期に発見して早期に解消することです。よく当事者同士、教員らを交えて話し合うことが大事であります。学校側には、児童生徒をよく観察するよう呼びかけております。

先ほど文科省のいじめの定義の件をお話しましたが、簡単に言うと、随分いじめの定義も変わってきました。昔は、強い者が弱い者を攻撃することでありました。しかし今は、いじめられていると感じればいじめになるわけです。私たち教育委員会、行政も含めて、とにかく正直に学校には現状を報告するように徹底してお願いしているところであります。議員の皆さん方も、私ども様々そういう話を町民の方々も含めてお話

をさせていただいて、本当に助かっております。しかし、可能であれば、片方だけでなく両方の方々のお話を聞いてから私に話をさせていただければ、なお解決するのに手間がかからないのではないかなと思っております。これが私の率直な考えであります。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） ありがとうございます。児童生徒が安心して学び、学校生活のできるような、いじめのない環境づくりにこれからも教育長も使命感を持って是非頑張ってくださいたいものであります。

終わります。

○議長（須藤正人君） これで4番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時20分、再開いたします。

午前11時14分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

12時15分まで延長いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

今日は、日本赤十字看護大学の皆さん、傍聴いただいて本当にありがとうございます。

関連する質問が出てくると思いますので、よくお聞き願いたいと思います。

まずはじめに、猿被害について町長の考えを伺います。

今は自家消費をしている畑づくりの方や、野菜を出荷している婦人が集まると、まず猿がまだ来てやられた、畑一面に食いちぎられた、5匹来てた、小さい猿が子猿を背負って、50以上、いや、100いだかもしれねという声があちこちで話題になっております。大沢の中心地では、夜のちょっと前、夕方暗くなる頃ですけれども、民家の木に登って、大きな集団が木を揺すったり、屋根に上がったたりして、一人暮らしの人は大変怖かったと、こういうことも話をしています。昨年12月の阿部議員の質問もありましたが、一向に減らないのはなぜなのか、その対策を町長は、電気柵を広げるとありました。しかし、私が先ほどの言葉を耳にしたのは、初夏の頃であります。最近、岩館地区に田んぼに入っている情報もあります。

八峰町鳥獣被害防止計画が20年度から23年度の期間で出されました。この計画の成果をお聞かせください。

町民の方からは、電気柵の効果、モンキードックはどうなったのかと聞かれます。私も寺田知事がいらした時に、茂浦からぶなっこランド方面まで10人くらいで追い上げ隊に参加しましたが、まるでゾウとアリの戦いのようで、追い上げの実感は全くありませんでした。ここで掲げられている放任果樹等の撤去及び雑木林の刈り払いは、どこまで来ているのでしょうか。この計画は捕殺を認められていない頃のことですので、追い上げボランティア頼みになっております。今は状況が変わっていますので、現在問題になっている里山に住みついてしまった猿集団をいかにして奥山に追い返すか、知恵を絞って対策を考えることではないでしょうか。収穫を前にして、臭いのついた米は売り物にはならないと聞いております。野菜を出荷している農家の方々は、被害が大きくなると経営に支障を来します。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

高齢者の生きがいは、何ととっても畑づくりです。猿被害の会も一生懸命頑張っておられると思いますが、当局がもっと効果的な対策を打ち出して、農家の協力も得て、徹底した里山の追い出し作戦の対策を町民に示すことが今求められています。奥山はこんなにもいい場所があるのだとおびき出す作戦が、熊森ボランティアのいい例があります。町長の考えをお聞かせください。

2つ目は、自然エネルギーを利用した小水力発電についてお尋ねをいたします。

原子力発電を利用したエネルギーは、震災後、特に放射能の恐ろしさを国民が知ることになりました。今尚、原発ゼロを打ち出せない政府に怒りの集会が大規模に行われています。使用済み核燃料の処理能力が確立されないまま、全国に54基もつくられました。原発から埋められた高レベル放射性廃棄物は、コンクリートで固め、数百mの地下深くまで埋めて、10万年も管理しなければならないと言われております。石油・石炭の化学燃料のエネルギーは、永久的なものではありません。これは国際政治に深く関わって価格の変動が激しく、地球温暖化の問題など私たちの生活にいろいろな悪影響を及ぼしています。その点、自然エネルギーは、国土のほとんどが大きな山を抱え、豊富な水源を含んでいる日本は、農業が世界で一番適している国であるとも言われております。この自然エネルギーを利用しない手はないと思います。

昨年12月議会で太陽光発電の施設利用が見込まれる、また国・県、周りの自治体の様子を見たいとの答弁がありました。今回は議員研修で、富士山の麓である山梨県都留市

で小水力発電をこの目で見てきました。町中の水路に3基取りつけられ、それぞれ元気君1号、2号、3号と名付けていました。1号、2号は木製の水車ですが、3号機は最近設置され、ドイツ製のもので、場所をとらず、落差も必要のないものでした。この財源は国・県の補助金と鶴の恩返し基金を募っているのが特徴でした。全国から視察に訪れるので、専任のスペシャリストガイドは女性の方で、あらゆる質問に即座に答えていました。小水力発電は町おこしの観光のメインにすっかりなりきっていました。

八峰町も実現したら、観光のメインになれると思いました。白神山地の麓である八峰町は、小水力発電を利用したエコエネルギーを使っているそうだというアピールは、なるほどとうなずける町おこしになるのではないのでしょうか。避難場所に指定されている八森小学校やぶなっこランド方面の電力利用や、峰浜方面では、山間のシイタケハウスの電源、桃源郷の電源に利用することが考えられるのではないのでしょうか。風力、太陽光を合わせてエコの町を宣言する考えはないのでしょうか。そのためには、広葉樹を増やし、保水力のある山にすることです。全てにおいて恵みの幸である山々を守ることが最も重要だと思います。町長の考えをお聞かせください。

最後に、男女共同参画の町の計画について、町長の考えをお尋ねいたします。

1999年6月に国は男女共同参画社会基本法を制定しました。基本法は、男女共同参画の形成について、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することを定義としています。2000年12月に基本計画を策定し、05年12月に改定して、基本計画2次を決定しました。12の重点分野ごとに施策の基本方針と具体的に示されており、2010年には基本計画全体の見直しを行い、第3次男女参画基本計画に変更され、15の柱が示されました。内容的には、1次で示された内容がある程度消化され、2次、3次と改定されてきたのではないかと思います。2次の柱の中に、高齢者が安心して暮らせる条件整備、女性に対するあらゆる暴力の根絶等があります。都道府県は男女共同参画の条例が義務づけられ、市・区・村は努力義務とされました。秋田県の男女共同参画課の資料によりますと、平成23年4月1日現在で、条例が3市で作成されており、計画策定は3町を除いて、八峰町を含めて全市町村が計画を策定しています。

八峰町は、他に審議会等委員会への女性登用目標、庁内連絡会議、諮問機関懇談等が行われていると登録されています。今後の努力目標は、条例制定、男女共同参画に關す

る宣言、所轄課の明確化、男女共同参画女性のための総合計画を実施することではないでしょうか。

また、八峰町庁舎内の職員体制は、女性の職員が少ないこと、管理職がないことで、議会に出席する女性はおりません。男性だけの課も幾つかあります。第3次で示されている15の柱の中で、特に八峰町がやるべきことは、男女共同参画の姿勢に立った社会制度、慣行の見直し、意識改革、政策方針決定過程への女性参画の拡大、地域防災・環境その他の分野における男女共同参画があると思います。この計画を総合振興計画の中の1ページ・2ページにしないで、単独の冊子を作り、基本の柱に沿ったもっと具体的な内容にしなければならないと思います。所轄課がないことは、実際の問題が起きたときに対応がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。福祉課でいろんな問題に対応していることと思いますが、町民がどこの窓口で相談に乗ってくれるかを間髪を入れずに対応すること、これが求められます。

以上の点から、男女共同参画についての町長の考えを伺います。宜しく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それでは、見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、猿被害についてお答えいたします。

1点目の「猿の群れが住宅地の寸前まで来ていることについて対策を考えているのか」とのご質問でございますが、町で考えられる対策は既に様々講じております。旧八森町では、猿を人里に近づけないためにボランティアによる追い上げ活動など様々な対策を講じてきましたが、合併後は猿の被害が峰浜地区にも及び、町ではこれまでもロケット花火や爆竹を配布し、町民から追い上げてもらっているほか、町民から通報があった場合は職員が駆けつけ、追い上げたり、群れが大きい場合には猟友会にも緊急出動を要請し、追い上げをしてもらっております。また、住宅地は銃による発砲は限定されますので、猿が頻繁に出没する箇所には檻を設置して捕獲しております。

2点目の「稲作農家や野菜を出荷している農家に特別な対策を考えているのか」とのご質問についても、既に対策を講じております。国の補助事業や交付金事業を活用して電気柵を設置し、水田や畑、ハウス団地等を囲い、猿の侵入を防ぎ、効果を上げております。また、町民からも自己防衛の猿害対策をしていただいております。ロケット花火

や爆竹を無料配布して、農地に入り込む猿の追い上げをしてもらっているほか、ネットを配布して農地への侵入を防止してもらっております。更に、今年度は町単事業で、農家が設置する電気柵や爆音機にも半額補助を行っております。これまで10件の申し込みがあり、農家自らが簡易電気柵や爆音機などを設置し、猿の被害が大幅に減ったと農家からは喜ばれております。10件の内訳は、簡易電気柵が8件で、対象作物はネギ、水稲、一般野菜のほか、果樹となっており、ほとんどが出荷用作物であります。この他、爆音機が1件、有刺鉄線が1件となっております。今年度予算は、まだ残っておりますので、広報などで周知したいと考えております。また、来年度以降もこの事業は継続してまいりたいと考えております。

3点目の「電気柵や檻、銃による駆除を進めてきたが、減らない原因をどのように考えているのか」のことでありますが、猿の捕獲頭数が増えたことにより、生息頭数は横ばい傾向にあると推測され、被害額は電気柵の効果などもあり減少しております。

猿の捕殺については、秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取り扱い要領が平成20年8月に一部改正され、銃器及び檻捕獲による捕殺が可能となりました。しかし、年度途中であったことから、平成20年度は檻や鉄砲での捕獲が17頭にとどまり、本格的な捕獲の実施は平成21年度から始まりました。平成20年3月に八峰町猿害対策地域協議会を設立し、4月には八峰町鳥獣被害防止計画を策定し、猿の捕獲計画頭数を年間50頭に定めたほか、国の交付金事業を活用し、20年度に大久保岱地区に電気柵を設置、21年度には炭酸ガスによる安楽死装置を導入するなど、本格的な猿害対策に取り組みました。捕獲計画頭数を21年度途中で年間50頭から100頭に変更し、捕獲実績は、21年度が78頭、22年度は64頭に落ち込みました。23年度からは猟友会両支部にお願いして、5月から10月まで週2回、定期的に巡回してもらい、捕獲活動を実施したほか、報奨金も設けました。その結果、23年度は銃器による捕獲が前年度より43頭増え74頭となり、檻による捕獲と合わせて捕獲計画頭数の100頭となりました。

猿が町内ほぼ全域の農地及び集落周辺に出没するようになったことから、平成21年度に猿の生息調査を実施しました。その結果、八峰町には15群450頭余りが生息していると推測されています。暖冬や野菜などの栄養価の高い餌の摂取などで、年間約20%増加し、毎年約90頭が増加していると専門家から報告を受けております。昨年は100頭捕獲しましたので、猿の生息数は若干減少し、横ばい状況にあると推測されます。

平成20年度以降の農作物等の被害金額は、20年度が423万円、21年度が391万円、22年

度が400万円、23年度は297万円と減少傾向にあります。被害額が減少した原因は、峰浜地区の水田、畑、ハウス団地等に電気柵を設置したことと、捕獲頭数が増加したためと考えられます。今年度は、昨年被害があったネギや畑や水田、果樹園などを農家が町の補助事業を活用して電気柵を設置したため、被害額は更に減少する見込みであります。

最後に、「里山から山へ追いやる対策として、熊のもりNPO活動も参考に対策を考えないか」とのご質問にお答えします。

熊のもりNPOについては、日本熊森協会のことだと思いますが、同協会からは、平成20年2月に本町の議会に鳥獣被害防止特措法関連予算を、鳥獣捕殺でなく自然復元と被害防除などに使うことを求める意見書提出に関する陳情が、同年6月定例会で審議され、起立多数で可決採択されております。

見上議員は、猿が戻るような森林の体系を変えるのも大事だが、銃による捕獲が住民から強く要望されているので、被害を受けている人たちの生活を守るのか、日本猿を守るのか、決断の時であるとして反対されたように記憶しております。

このたびは、里山から山へ追いやる対策に日本熊森協会の活動を参考にせよとの提言ですので、戸惑ってはおりますが、同協会が提唱している野生鳥獣が帰る広葉樹の自然の森の件については、私も同感であります。これには長い年数と取り組みが必要ですが、丸山議員のご質問でも述べましたが、町では分収林の皆伐跡地に広葉樹の植栽を検討しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

猿の生態調査を研究している専門家らによりますと、里山で人間が栽培した餌を摂取し、里山で生まれた猿は、簡単には奥山へ戻らないということであります。見上議員もおっしゃるとおり、猿被害に遭う農家の心情は痛いほど判りますので、今後とも関係機関や団体のご指導やご助言を得ながら、防除活動と捕獲活動をはじめとする猿害対策を継続的に実施していく決意であります。

次に、自然エネルギーを利用した小水力発電についてのご質問にお答えいたします。

議員の皆様におかれましては、2班に分かれての視察研修、大変お疲れさまでした。早速その成果を基にした、山梨県都留市における小水力発電のご提言であります。まず、小水力エネルギーを活用するためには、現状の山についてどのように考え、対策はあるのかのご質問にお答えいたします。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、地球環境保全機能、保健保養の場の提供など、極めて多くの多面的機能を有しており、人間の生活のみならず、地球全体に深

く関わっております。町の対策といたしましては、昨年度策定いたしました八峰町総合振興計画後期基本計画の中で、間伐施業をこれまで以上に推進し、良質材の生産拡大と林道及び作業道整備による生産コストの低減を図ると共に、保安林や多様な樹種により構成される混交林への誘導、また、ブナ、ミズナラなどの広葉樹の植樹活動を支援するなどから、森林の機能が高度かつ持続的に発揮することを基本方針としており、森林の保全と管理は極めて重要な施策として認識しております。また、森林は水資源貯留や水質浄化などの水源涵養機能がありますので、単に小水力エネルギー活用といった見地だけでなく、地球全体に関わる問題として今後とも永続的に森林の保全・管理を強力に推進してまいらなければならないものと考えております。

次に、小水力発電導入の検討についてのご質問であります。

都留市は歴史的、地理的条件が整い、市内を流れる河川を利用しての小水力発電で生じた電力を市庁舎などの公共施設で使用しており、電力の用途が明確であることが効率的な運用に繋がっているものと思っております。

秋田県においては、平成22年度に緑の分権改革推進事業で小水力発電の実証調査を行っておりますが、当町の泊川を含む36地点での調査では、設置コストに見合わないものが大部分で、現在の河川法の規定は慣行水利権のハードルが高いなど、多くの課題が浮き彫りになったとの調査結果が報告されております。特に小水力発電などの再生可能エネルギーにおいては、小規模であればあるほど、送電線などの電気インフラの整備が大きな課題となっております。また、小水力発電で得られた電力の用途が重要であるとされており、とにかく小水力発電設備の整備のみを目的にした事例においては、初期の導入目的を達成できずにいると伺っておりますので、導入の検討に当たっては、売電方式とするのか、施設・設備の自家消費方式とするのかを明確にし、調査、計画、設計、施工、運用、それぞれの段階における諸問題を協議していかなければならないものと考えております。

次に、公共施設における小水力発電や太陽光発電の導入についてであります。八森地区統合子ども園の整備に当たっては、躯体整備工事においては、森林整備、林業等振興整備交付金を、地中熱利用及び太陽光発電設備については、地域再生可能エネルギー熱導入及び発電システム等導入促進対策補助事業を申請することとしており、今後の公共施設などの整備においては、木材公共建築物と立地場所に適した再生可能エネルギー設備の導入を図ってまいりたいと考えております。

また、災害時の避難場所の整備に関しましては、平成25年度から3年間で町内小・中学校体育館5校、旧岩子、旧岩館小学校体育館、ファガス文化ホール及び峰浜土床体育館の9施設において、体育館等の水銀灯のLED等への更新とソーラー街路灯の整備を行うことにしております。事業名は、再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業で、全体事業費は7,900万円余りとなっておりますが、再生可能エネルギー設備に関しましては、関係企業の技術開発と設置コストの低廉化が進むこととしますので、今後ともそれぞれの公共施設などの立地場所に適した再生可能エネルギーの導入を推進してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画の町の計画についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法、そして、この法律を受けて男女共同参画基本計画が策定され、県も市町村も国の基本計画に即してそれぞれ計画を策定し、実行してきているところであります。

町では、平成19年3月に八峰町男女共同参画基本計画を策定し、見上議員がおっしゃるとおり4つの基本目標を掲げ、11の施策の方向を定めております。計画期間は平成19年度から23年度までの5年間の計画となっており、町の総合振興計画の下に施策展開を町民と共に考え、行動するための指針とするものであります。

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野での取り組みが必要ですが、まずは町が率先して取り組みを進めることで、地元企業や団体などの取り組みにも好影響を及ぼすことから、計画では、この点に重点を置いて町が実施する具体的な計画を定めております。

女性の登用について、計画では、町の委員会や審議会などへの女性委員の参画率の目標を5年間で40%としておりますが、24年3月末現在では44.3%の参画率となっており、目標を達成しております。選挙で選ばれたり、各団体の長が委員になることになっている審議会や委員会は別として、各種計画の策定委員や作業部会の委員など町で委嘱する委員については、女性の人数を考慮してお願いしているところであります。また、女性委員はいるものの参画率が低い委員会などについては、今後も参画率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、県では、県内3カ所に男女共同参画センターを設置し、各種事業を展開しております。町としても、北部男女参画センターと連携協力し、事業に参加するなどしております。

民間企業などでは、男女共同参画の取り組みがまだ十分進んでないのが現状であります。その中で、女性の能力の活用と仕事と生活の調和に取り組む県内の事業所も増えてきております。町内でも男女いきいき職場宣言事業所として、県と協定を結んで男女共同参画に取り組んでいる事業所が4事業所あり、徐々にではあります民間事業所の取り組みも増えてきております。町としても民間事業所における取り組みが進むよう、県と協力しながら働きかけていきたいと考えております。

町の男女共同参画基本計画は、平成23年度で計画期間が終了することから、審議会を開催し、委員の皆様から意見を伺い、見直しをしながら、第2次の計画として平成24年度から28年度までの5年間の基本計画を策定しております。この計画に基づき、また、今までの取り組みも継続すると共に、県とも連携協力しながら啓発活動などを行い、様々な分野での女性参画推進のため努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 2番議員、1問目の猿被害についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 再質問いたします。

猿被害について、いろいろ電気柵をやってるから減ってきてるんだというふうなことを言われてますけれども、峰浜地区とか電気柵をいろいろ増やしてるので猿は減ってるというふうにお考えのようですが、町民の実感はそうでないと思うんですね。石川地区で子猿を背負って、100匹いだどもというふうな、本当に怖かったというふうな話も聞かれます。大沢では、町中だったので、近くの人に言っても、これは鉄砲で打つことができなくてというふうなことがありました。町民は減ってる実感はないと思うんですね。いろんな、インターネットでいろいろ調べてみますと、いろんな方法があります。そのことも少し述べたいと思うんですが、やはり最終的には、全国的に猿の追い上げ、猿ロケットや花火や空砲や犬で威嚇して追い払う方法、電気柵やネットを田畑にはらして締め出す方法、有害鳥獣として銃器で殺す方法、そのいずれも全く効果がなく、猿の個体数が更に急増し、被害地域を拡大し、猿は更に悪賢くなり、もう手に負えないといった状況が全国至るところで生じていると。このような状況を根本的に解決するには、猿を奥山へ追い上げる方法以外にはないのですという、こういうふうな、これは福島県ですね、宮城県でも出てます。いろんな方法はあると思うんです。宮城県の方では、山の近く、とにかく猿は木陰に隠れるので、とにかく下払いをして見晴らしをよくする、そし

て、できればそこに牧草地を置いて牛を放すとか、それから犬対策も、犬が怖くないというのが判れば猿ももうそれを無視すると思うんですが、そういうふうないろいろ対策があるんですけども、町として町民に、電気柵だけではなくてこういう方法で町も頑張ってるんだから、みんなもやっぱり果樹をどのようになっているか点検するとか、それから町中に来てる場合、やっぱり果樹を狙ってきてると思うので、その辺の指導とかですね対策をもっとやっぱり町民にアピールしなければならないと思います。その点どのように進んでるんでしょうか。

それとあと、熊森の請願・陳情、確かにありました。これはですね、本当に大山議長がいるときでしたけれども、みんなでとにかく、県の方では幾ら言っても銃殺は認めない、これは何としても銃殺を認めて欲しいということで、議員全員で県庁に行ったんですよ。県庁に行って県の議長と話をして、それから、ここから出てる担当の県議会議員に行って交渉して、何とか銃殺を認めて欲しい、こういうふうな運動があった後での請願だったんです。ですから私一人が反対しましたけれども、これは議員全員で県庁にお願いに行った経緯はありますので、是非これを銃殺して猿を減らして欲しい、これが今、その頃の町民の一番の願いでありました。私一人だけが、これをやったのにこういうことを言ってるというふうなことで言われてますけれども、それは違うと思います。そういうことですね、まずとりあえず、この町として町民の皆さんと協力し合いながら、何かもっと対策を考えていないのかどうなのか、電気柵以外のことをお答え願います。

○議長（須藤正人君） 1 問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに個々にですね被害を受けている人の実感からすれば、被害が大きいというふうには実感されるのは、これはそのとおりだと思いますけども、ただ私等総体的にですね、猿の頭数であるとか被害額であるとか総体的に抑えているわけで、その中では減少傾向にあるということですから、そういう面で捉えていただければいいんじゃないかなと。

それから、猿害の対策は、八峰町だけでなくていろんなところでやっています。実際、猿被害者の会でもいろんな所に視察に行って、いろんな方法を研究したりですね、やっています。しかし、先ほど見上さんは、根本的には奥山に追い上げる方法が最適だと、これもまた一つの考え方でありまして、これが絶対かということ、必ずしもまた絶対だとはまた取り受けられないこともあります。従って、現在ですね町としても、やっぱり来るものを追い払う、そしてまた来るものを防御する、必要であれば捕殺する、こういう